



平成19年8月30日

各位

会社名 株式会社DTS  
代表者名 代表取締役社長 赤羽根 靖隆  
(コード番号 9682 東証第一部)  
— 問合せ先 —  
取締役コーポレートスタッフ本部長 栗原 広史  
(TEL. 03 - 3437 - 7522)

## 株式の分割および株式の分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割および株式の分割に伴う定款の一部変更を実施することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 株式の分割について

##### 1. 株式分割の目的

株式分割を実施することにより、当社株式の1投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

##### 2. 株式分割の概要

###### (1) 分割の方法

平成19年9月30日(日曜日)[ただし、当日およびその前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年9月28日(金曜日)]最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、平成19年10月1日(月曜日)付をもって、その所有する普通株式1株につき2株の割合で株式の分割を実施いたします。

###### (2) 分割により増加する株式数

平成19年9月30日(日曜日)[ただし、当日およびその前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年9月28日(金曜日)]現在の発行済株式総数に1を乗じた株式数といたします。

株式分割前の当社発行済株式総数	12,611,133株
今回の分割により増加する株式数	12,611,133株
株式分割後の当社発行済株式総数	25,222,266株

##### 3. 日程

株式分割基準日	平成19年9月30日(日曜日)
効力発生日	平成19年10月1日(月曜日)
株券交付日(予定)	平成19年11月20日(火曜日)

【ご参考】

1. 今回の株式分割に際しては、資本金の増加はありません。
2. 今回の株式分割は、平成 19 年 10 月 1 日を効力発生日としていますので、配当基準日を平成 19 年 9 月 30 日とする平成 20 年 3 月期（中間期）の配当金（中間配当）は、株式分割前の株式が対象となります。なお、平成 20 年 3 月期（期末）の配当金（期末配当）は、1 株当たり 25 円を予定しております。詳細は、本日発表の「平成 20 年 3 月期業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。
3. 株式分割後の株券および所有株式に関するご案内は、平成 19 年 11 月 20 日（火曜日）にお届出ご住所にお送りする予定です。なお、分割後の株券は、お手元に到着するまで売却等はできませんので、ご注意ください。ただし、証券保管振替制度をご利用の株主の皆様におきましては、平成 19 年 10 月 1 日付で増加株式数の残高が発生し、増加株式の決済が可能となりますが、具体的なご売却の時期およびお手続き等につきましては、お取引の証券会社等にお問合せください。
4. 平成 19 年 10 月 1 日以降になされた単元未満株式の買取請求につきましては、その買取代金のお支払いが平成 19 年 11 月 6 日以降となります。ただし、実質株主名簿に記載または記録された単元未満株式についての買取代金は、通常の日程でお支払いいたします。
5. 今回の株式分割に伴い、当社発行のストックオプションとしての新株予約権の行使価額を平成 19 年 10 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

銘柄	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権 (平成 14 年 9 月 17 日発行)	3,199 円	1,600 円
第 2 回新株予約権 (平成 15 年 8 月 20 日発行)	2,675 円	1,338 円
第 3 回新株予約権 (平成 16 年 9 月 10 日発行)	2,390 円	1,195 円
第 4 回新株予約権 (平成 17 年 12 月 8 日発行)	3,977 円	1,989 円

6. その他、株式分割に必要な事項がある場合は、今後の取締役会において決定いたします。

II. 株式の分割に伴う定款の一部変更について

1. 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議によって平成 19 年 10 月 1 日付をもって当社定款の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

以下のとおり発行可能株式総数を変更いたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後定款
第二章 株 式 第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000</u> 株とする。	第二章 株 式 第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000</u> 株とする。

3. 日程

定款変更の取締役会決議日 平成 19 年 8 月 30 日（木曜日）  
定款変更の効力発生日 平成 19 年 10 月 1 日（月曜日）

以 上